

規定の期間内に

# 受けられなかった予防接種はありませんか？

定期の予防接種について「特別な事情」があり、規定の期間内の接種できなかつた場合、定期接種として取り扱えるようになりました。該当すると思われる場合は、事前に疾病対策課へご相談ください。

## 1 対象者

本市に住民登録があり、「特別な事情」により、規定の接種時期に定期接種ができなかつた相当な理由があると本市が認めた者

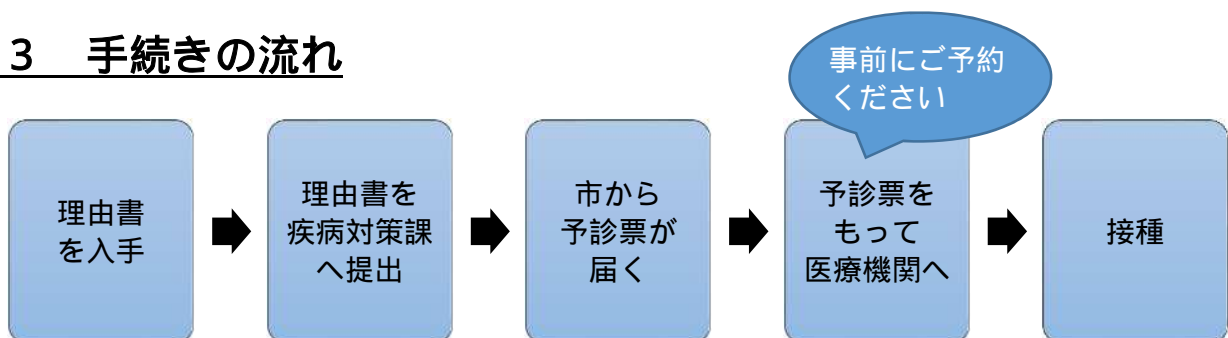
### 特別な事情

ワクチンの大幅な供給不足等で、規定の時期に予防接種を受けることができなかった場合。  
新型コロナウイルス感染症の蔓延により、受診することが、予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられた場合。

## 2 接種の種類

- (1) 乳幼児の定期予防接種
- (2) 高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種

## 3 手続きの流れ



接種後のお支払いはしておりませんので、接種を予定している医療機関や疾病対策課で理由書を入手し、必ず接種前に理由書を提出し、予診票の交付を受けてください。

## 4 その他

手続きは概ね2週間程度の期間を要します。期間に余裕をもってお手続きをお願いいたします。

【お問い合わせ】 相模原市 保健所 疾病対策課 予防接種班  
電話 042 769 8346(直通) (平日の午前8時30分～午後5時)